

令和7年度事業報告書

(期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 概要

(1) 全国の暴力団情勢

ア 暴力団構成員及び準構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員等の総数は、平成17年以降減少を続け、令和7年末には1万7,600人と前年に比べて1,200人減少し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。）が施行された平成4年以降最少となりました。

このうち主要団体等の暴力団構成員等の数は、六代目山口組が6,300人、神戸山口組が270人、絆會が120人、池田組が70人、住吉会が3,100人、稲川会が2,600人となっています。

イ 対立抗争に伴う「特定抗争指定暴力団等」の指定

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争において、拳銃使用の殺人事件等が相次いだことを受け、令和2年1月、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域等を定めた上で、両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定されました。

その後、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組との間で、サバイバルナイフ使用の殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化したことを受け、令和4年12月に両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定されました。

また、神戸山口組から離脱した絆會と六代目山口組との間で、拳銃使用の殺人事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和6年6月に両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定されています。

ウ 暴力団犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員は減少傾向にあり、令和7年中は7,335人で前年に比べて914人減少しました。

このうち、総検挙人員に占める罪種別割合を見ると、「詐欺」が全体の11.9%を占め、過去10年にわたり10%前後で推移していることから、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえます。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められます。

このほかにも、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえます。

(2) 県内の暴力団情勢

県内の暴力団構成員等は、4組織約80人と横ばい状態にあり、県内における「特定抗争指定暴力団等」の指定はありません。

しかし、近隣府県においては、特定抗争指定暴力団等が指定されており、「特に警戒を要する区域」が定められていることから、当県へ他府県の暴力団が流入するおそれがあります。

県警察においては、暴力団の壊滅に向けた各種取組みの強化に加え、常にその動向を注視し、他府県勢力の流入に対する警戒の強化がなされています。

(3) 当センターの取組

当センターでは、こうした暴力団情勢を踏まえ、県民に対し奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に定められた暴力団排除の基本理念（「暴力団追放3ない運動+1（プラスワン）」）及び暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発するとともに、「社会対暴力団」の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」のため、県警察を始めとする関係機関、団体等との連携を強化して、更なる暴力団排除の気運の醸成を図るための事業を実施しました。

※ 暴力団追放3ない運動+1（プラスワン）とは…
「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」
+ 「暴力団と交際しない」

(4) 暴力団と匿名・流動型犯罪グループ

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっています。

匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、犯罪の実行者はSNS等でその都度募集されるなどして流動化しており、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有しています。

匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されており、暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられています。

2 実施内容

(1) 広報啓発事業

事業名	実施内容
1 暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催	大会名：第34回暴力団・銃器追放奈良県民大会 開催日：令和7年11月20日（木曜日） 場 所：田原本青垣生涯学習センター「弥生の里ホール」 内 容：表彰式、第二東京弁護士会所属の弁護士深澤直之氏による「クレマー・カスハラ」の排除」と題した講演、県警察音楽隊による暴力団・銃器追放コンサートを行いました。 なお、深澤氏による講演の動画は、賛助会員であれば当センターのホームページから視聴可能としています。
2 広報啓発活動	(1) 暴力団排除ローラー啓発 県警察とともに繁華街に出店する飲食店等を訪問し、暴力団からのみかじめ料や用心棒代を要求されても拒否するよう

に指導するとともに、チラシやステッカーを配布する暴力団排除ローラー啓発を実施しました。

(2) 闇バイト防止啓発用ポスターの作成と配布

青少年がSNS上で得た犯罪実行行為者募集情報（以下「闇バイト募集情報」といいます。）からアルバイト感覚で犯罪に加担することを防止し、暴力団等の資金源となっている犯罪収益を遮断するため、闇バイト防止啓発用ポスターを県警察等と作成して県内の市町村、大学、高等学校等に配布しました。

(3) Google 広告 P-MAX での広報動画配信

Google 広告 P-MAX で、暴力団排除の気運の醸成を図るとともに、早期相談を呼びかける広報動画を奈良エリア限定で配信しました。

(4) デジタルサイネージへの広報動画掲載

橿原市役所に設置された広報用デジタルサイネージで、暴力団排除の気運の醸成を図るとともに、早期相談を呼びかける広報動画を掲載しました。

(5) マクドナルドにおける「トレイマット」を活用した広報

県警察と連携し、県内のマクドナルド全36店舗に対して「暴力団追放3ない運動+1」を印刷した店内飲食用トレイマットを6万5,000枚配付し、暴力団排除の気運の醸成を図りました。

(6) 奈良交通バスを活用した広報

奈良交通バスに「暴力団追放3ない運動+1」を掲示したラッピング広告を行い、暴力団排除の気運の醸成を図りました。

(7) 広報啓発資料等

以下の広報啓発資料等を作成・配布等することで、当センターの活動内容を広く情報発信し、県民に対する暴力団排除の気運の醸成及び意識の高揚に努めました。

○ 広報啓発資料等

資 料 名	部 数
暴迫だより「奈良No.38」	600部
令和8年卓上カレンダー	600個
令和8年カレンダー	100枚
民暴相談のしおり	1,000部
不当要求防止責任者教本	500冊
暴力団情勢と対策	1,000部
奈良県暴排条例チラシ	2,000枚

講習用クリアファイル	1,000枚
暴追センター紹介チラシ	1,000枚
不当要求防止責任者講習受講事業所ステッカー	500枚
不当要求対策DVD	300枚

○ 広報媒体の活用

ホームページによる情報発信
奈良テレビの取材の放映

3 表彰

暴力団排除活動に功労があった以下の団体及び個人を表彰し、県民の暴力団排除の気運の醸成及び意識の高揚を図りました。

○ 全国暴力追放功労者表彰（1団体・1名）

区分	受 賞 者
団体	奈良県金融機関警察連絡協議会 様
銅章	谷 口 宗 彦 様

○ 近畿ブロック暴力追放功労表彰（2団体・2名）

区分	受賞団体及び受賞者
団体	宗教法人大神神社 様
	イオンリテール株式会社イオン桜井店 様
個人	中 井 隆 男 様
	中 村 航 様

○ 奈良県暴力追放功労表彰（2団体・3名）

区分	受賞団体及び受賞者
団体	一般社団法人青垣乃会 様
	奈良県農業協同組合五條支店 様
個人	松 永 宣 義 様
	中 井 肇 一 様
	佐 藤 剛 人 様

4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動

青少年が闇バイト募集情報からアルバイト感覚で犯罪に加担することを防止し、暴力団等の資金源となっている犯罪収益を遮断するため、県警察及び奈良県立大学附属高等学校と連携し、

	同校の全生徒495人を対象に、闇バイトの手口、危険性及び対処方法を学ぶ体験型ゲーム形式の教材「レイの失踪」を活用した出前授業を行いました。
5 少年補導員に対する情報提供	少年警察ボランティア（県公安委員会、警察本部長又は警察署長の委嘱等を受けて、少年の非行の防止又は少年の福祉のための活動に当たる少年指導委員、少年補導員その他のボランティアをいいます。）に対する研修会において、暴力団情勢及び少年が準暴力団に加入する現状についての講演並びに少年を暴力団等の反社会的勢力から守る教養を行い、暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及並びに暴力団排除の気運の醸成及び意識の高揚を図りました。

(2) 地域・職域団体等に対する支援事業

事業名	実施内容
1 不当要求防止責任者講習の実施	県公安委員会から委託を受け、企業及び行政機関等が選任した不当要求防止責任者に対する「不当要求防止責任者講習」を22回（受講者：575名）実施しました。
2 地域及び職域の暴力団排除団体等に対する支援事業	地域及び職域の暴力団排除団体、企業、行政機関等が行う研修会等において、資料の提供及びDVDの上映のほか、不当要求対応要領等についての講演及び指導を行うなどの支援活動を17回行いました。
3 見舞金支給、民事訴訟の支援等救済事業	(1) 見舞金支給、民事訴訟費用の貸付け等の支援 暴力団員の不法行為に対する被害者への見舞金の支給、損害賠償請求訴訟等の民事訴訟に係る費用の貸付け及び建造物等が損害を受けた場合の応急的修復に係る費用の貸付け等の支援はありませんでした。 (2) 暴力団事務所等撤去運動等の支援 暴力団が占有している土地建物から暴力団を排除し、当該地域における暴力団による被害の危険性を軽減するため、地権者から当該土地建物を無償で譲受け、当該土地建物から暴力団を排除するための支援を行いました。

(3) 暴力追放相談支援事業

事業名	実施内容
1 暴力追放相談支援事業	暴力団員からの被害や困りごと等に対する相談については、暴力追放相談委員（弁護士、保護司等）による面接、電話及びメールでの相談を受け付けたほか、当センターから遠隔地とな

る中南和地域において無料出張相談所を3回（4月、6月及び10月）開設しました。

暴力相談受理件数		24件
類	型	件数
因縁をつけての金品要求行為に関するもの		1件
離脱・勧誘等の強要に関するもの		0件
刑事事件等に関するもの		0件
暴力団対策法に関するもの		0件
その他（反社会的勢力の認定に関する相談、照会等）		23件

2 暴力団離脱者
に対する相談支
援事業

暴力団離脱者の社会復帰対策を推進しましたが、相談支援はありませんでした。